

平成22年2月5日

第2152号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（56・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療機関の指定（57・福祉政策課）…………… 1
- 証紙売りさばき人の指定（58～60・会計管財課）…………… 1
- 道路区域の変更及び供用開始（61・北秋田地域振興局建設部）…………… 2
- 道路の供用開始（62・秋田地域振興局建設部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（63・仙北地域振興局総務企画部）…………… 3
- 道路区域の変更（64・雄勝地域振興局建設部）…………… 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民文化政策課）…………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（県民文化政策課）…………… 4

告 示

秋田県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年2月5日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
佐々木薬局	佐々木 君子	横手市平鹿町浅舞字浅舞197	平成21年11月29日

秋田県告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年2月5日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
佐々木薬局	佐々木 芳子	横手市平鹿町浅舞字浅舞197	調剤薬局	平成21年11月30日

秋田県告示第58号

秋田県証紙条例（昭和39年秋田県条例第35号）第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成22年2月5日

秋田県知事 佐竹敬久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
大館市根下戸新町1番45号 北部自動車興業株式会社	大館市根下戸新町1番45号 秋田北部自動車学校	平成22年1月28日

秋田県告示第59号

秋田県証紙条例（昭和39年秋田県条例第35号）第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成22年2月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
大館市根下戸新町1番45号 北部自動車興業株式会社	鹿角市十和田末広字紀の国平33番地17 第二北部自動車学校	平成22年1月28日

秋田県告示第60号

秋田県証紙条例（昭和39年秋田県条例第35号）第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成22年2月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
大館市根下戸新町1番45号 北部自動車興業株式会社	能代市字下古川布20番4 能代モータースクール	平成22年1月28日

秋田県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成22年2月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	杉沢上小 阿仁線	北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林76林 班は小班からろ小班まで	12.40～84.60	0.273
	新	杉沢上小 阿仁線	〃	12.40～84.60	0.273

2 供用開始の期日 平成22年2月5日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年2月5日から同月18日まで

秋田県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年2月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田昭和線	秋田市飯島長野本町70番421地先から飯島字前田表274番1地先まで

2 供用開始の期日 平成22年2月5日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成22年2月5日から同月19日まで

秋田県告示第63号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年2月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1(1) 処分をした年月日

平成22年1月28日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社伊藤建設

大仙市南外字赤平台野48-5

代表取締役 伊 藤 昇

秋田県知事許可（般-16）第6536号

(3) 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成22年1月28日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

2(1) 処分をした年月日

平成22年1月28日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社中仙施設工業

大仙市長野字神林81

代表取締役 柴 田 清 光

秋田県知事許可（般-17）第11214号

(3) 処分の内容

さく井工事業に係る一般建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成22年1月28日付けでさく井工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年2月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
	旧	大曲大森 羽後線	A 雄勝郡羽後町新町字鵜巣無番から字奈須川原 187番地先まで	7.00~18.00	1.586

県 道	新	大曲大森 羽後線	A	雄勝郡羽後町新町字鶴巢無番から字奈須川原 187番地先まで	7.00～18.00	1.586
			B	〃	11.00～30.00	1.602

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分とする。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年2月5日から同月18日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年2月5日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 申請のあった年月日
平成22年1月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ホープ・フル
- 3 代表者の氏名
鈴木 憲一
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市内
- 5 定款に記載された目的

この法人は、将来の不安や悩みを抱える精神に障害を持つ人たちに対し、その家族や地域住民の理解と協力のもと、作業訓練、生活訓練、就労支援、活動支援等を行い、障害者が地域社会において安心してより快適に自立した生活を営むために、地域住民との交流活動を通じて障害者の家族を支えながら、住みよい環境づくりと、保健、医療、福祉に関する事業活動を行い、障害者の社会復帰と自立支援に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年2月5日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 申請のあった年月日
平成22年1月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人ハートまるんマイカー仙北
- 3 代表者の氏名
浅利 則夫
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県仙北市西木町桧木内字木田201番地あぐりとびあ樹隈夢内
- 5 定款に記載された目的

(1) 変更前

この法人は、仙北市西木町桧木内地区住民の60歳以上の人、通院者、障害者及び妊婦、とその付添人に対して、移送サービスに関する事業を行い、福祉保健の増進に寄与することを目的とする。

(2) 変更後

この法人は、仙北市西木町地区住民で、交通移動手段に困難をきたしている人に対して、移送サービスに関する事業を行い、福祉保健の増進に寄与することを目的とする。

- 6 定款の変更内容
目的

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号